

障害者活躍推進計画

機関名	神戸市消防局
任命権者	神戸市消防長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
神戸市消防局における障害者雇用に関する課題	神戸市消防局においては、職員総数が 1,500 人を超える機関であるが、消防吏員は消防活動を行うための所要の身体条件を有することが求められるため、これまで障害者に限定した募集は行っていない。（消防吏員は障害者雇用促進法第 38 条 1 項の規定により適用除外されている。） ただし、採用後に疾病・事故等により障害者となった職員（以下単に「中途障害者」という）が活躍しやすい職場づくりに向けて、より一層の組織的な体制整備や取組みが求められる。
目標	
① 採用に関する目標	採用に関しては適用除外
② 定着に関する目標	中途障害者に不本意な離職をさせないように、配置場所や担当業務について配慮する。 毎年的人事異動のタイミングで、人事に関する記録等を元に職員の意向や職場における課題を把握する。 所属職員において、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務部職員課長を選任する。 ○「障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、兵庫労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障害者に対する意向調査及び面談の機会を活用し、職務の選定及び創出について検討を行うとともに、当該職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	【職務環境】 ○基礎的環境整備として、勤務公署となる施設(主として消防署本署)には既にエレベーターを設置しており、多目的トイレの設置は進めているが、中途障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○意向調査や面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、中途障害者からの要望を踏まつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 【働き方】 ○在宅勤務やフレックスタイム制の活用を促進するとともに、時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 【その他人事管理】 ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	丸邦党による障害者就労施設などからの物品などの調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○「神戸市障害者優先調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等を対象とした調達を推進する。